

第十三回国会
衆議院
地方行政委員会
議録第三十号

昭和二十七年四月二十一日(月曜日)
午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長

金光 義邦君

理事大泉 寛三君 理事河原伊三郎君

理事野村孝太郎君 理事床次 徳二君

理事門司 亮君

中山 マサ君

三浦寅之助君 前尾繁三郎君

立花 敏男君 藤田 義光君

大石ヨシエ君 八百板 正君

出席政府委員

總理府事務官(地
方財政委員会事務局長) 武岡 憲一君

總理府事務官(地
方自治庁次長) 鈴木 俊一君

總理府事務官
(公務員課長) 佐久間 馨君

委員外の出席者

總理府事務官(地
方財政委員会事務局長) 柴田 護君

總理府事務官(地
方自治庁次長) 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

四月二十一日

委員辻寛一君辭任につき、その補欠
として今村長太郎君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の會議に付した事件

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う地方税法の臨時特例に關
する法律案(内閣提出第一五七号)

町村職員恩給組合法案(内閣提出第
九二号)(參議院送付)

○金光委員長 これより開會いたしま
す。

法案の審査に先だちまして、この際
御報告申し上げますが、前回の委員会
の決定に基き、鳥取市の火災に關する
実情調査のため、委員派遣の承認を議
長に申請いたしておりましたが、承認
されませんでしたので、この点御報告
申し上げます。

なお本件につきましては、議員五名
よりなる樹園が派遣せられることに
なっております。

それでは町村職員恩給組合法、内閣
提出、第九十二号、參議院送付を議題
といたします。本案につきましては、
今まで予備審査を行つて参つたのであ
りますが、去る十七日參議院より送付
され、同日日本付託せられたものであ
りますので、念のため申し上げておきま
す。

なお本案は參議院において、施行期
日の点について若干修正されましたの
で、この際便宜政府委員より説明を聴
取いたします。鈴木政府委員。

町村職員恩給組合法案
右の内閣提出案は本院において修正
議決した。よつて国会法第八十三條
によりここに送付する。

昭和二十七年四月十七日
參議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林 義治殿

(小字及び一は參議院修正)
町村職員恩給組合法案の一部
を次のように修正する。

附則

1 この法律は、○全市の日から施行し、
月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に地方自治
法第二百八十四條の規定による一
部事務組合で町村の退職年金及び
退職一時金に關する事務を行うも
のは、この法律による町村職員恩
給組合となつたものとみなす。こ
の場合において、当該組合は、こ
の法律施行の日から六月以内に必
要な規約の変更をしなければなら
ない。

3 所得税法(昭和二十二年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。

第三條第十二号中「並びに国家
公務員共済組合及び同連合会」を
「国家公務員共済組合及び同連合
会並びに町村職員恩給組合連合
会」に改める。

4 法人税法(昭和二十二年法律第
二十八号)の一部を次のように改
正する。

第五條第四号中「並びに国家公
務員共済組合及び同連合会」を
「国家公務員共済組合及び同連合
会並びに町村職員恩給組合連合
会」に改める。

5 地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第二百九十六條中「国民健康保
險団体連合会」の下に「町村職員
恩給組合連合会」を加え、第七百
四十三條第四号中「並びに国民健
康保險組合、国民健康保險の事業
を行う法人及び国民健康保險団体
連合会の国民健康保險の事業」を
「国民健康保險組合、国民健康保
險の事業を行う法人及び国民健康
保險団体連合会の国民健康保險の
事業並びに町村職員恩給組合連合
会の事業」に改める。

○鈴木(後)政府委員 町村職員恩給組
合法案につきましては、政府の原案に
おける附則の第一項におきまして、「こ
の法律は、昭和二十七年四月一日から
施行する。」かように相なつておつたの
でございしますが、參議院におきまして
この点を修正いたしまして、「この法律
は、公布の日から施行し、昭和二十
七年四月一日から適用する。」というふう
にいたしましたのであります。これは時期
の關係で、かような修正が行われまし
た。政府ももちろん同意いたしました次第
でございます。

それから第二項におきましては、第
一項の修正に關連をいたしまして、「こ
の法律施行の際」というのを、「昭和二
十七年四月一日において」というふう
に修正をされたのであります。

以上二点の修正でございまして、そ
の他は原案の通り可決された次第で
ございます。

に改正する。

○金光委員長 本案に対する質疑は本
日はとりやめまして、次に日本国とア
メリカ合衆国との間の安全保障條約第
三條に基く行政協定の実施に伴う地方
税法の臨時特例に關する法律案を議題
といたします。質疑を許します。床次
君。

○床次委員 ただいま提案になりまし
た行政協定に關する地方税の問題に
つきましては、各町村におきましてこ
ろの免稅額は、現在占領軍が来て
おりますので、もちろん免稅になつて
おりますが、事情は今後といえども本
法施行によつて大した変更はないと思
うのであります。あるいは増減があ
るかどうか、その点を伺いたいと思ひ
ます。

○鈴木(後)政府委員 現在この法律
案に規定いたしております事柄との
間におきましては、實際の地方公共団
体における適用の關係では、ほとんど
變動がないと考えております。

○床次委員 本法によりまして免稅と
なるものと、將來本法が実施されな
かつたならばとるべき数字との開きが相
当あると思うのですが、これが地方自
治団体にとりやうな影響を與えてお
るか、御説明をいただきたいと思ひま
す。進駐軍が来ておりますために、地
方財政にいたしましては、影響を受け
たままになつておるところがある。あ
るいは特別交付金その他で見るとい
うことになつておるかも知れませんが、
自治団体として占領行政に基く影響と
いうものは、財政的にどんなふうにな

つておるものか、その点について御説明をいただきたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 進駐軍の關係等で、實際固定資産その他接収になつておりますもの等の關係で、一般の市町村においては課税対象になつておりますものが、当該市町村で課税対象になつていないというようなものにつきましても、一般的には、ただいまお話ししましたように、地方財政平衡交付金の特別交付金等によつて、調節が行われておるわけでありまして、今回のこの案におきまして新しく課税し得るようになりましますものは、たとえば軍隊用以外の軍人あるいはその他の第三国人等が個人で持つておりますものは、すべて課税の対象に相なりますので、それらの点で若干の増収が見込まれるわけでありまして、反面電気、ガス税等につきましても、軍隊が直接使用いたしますものにつきましても、非課税になるようにいたしておりますので、それらの關係を全体として考慮いたしますと、若干の増収という程度の關係になつております。

○床次委員 こういう影響を與えるものに對しましての補填をいたしまして、特別平衡交付金その他において考慮されることは適當なことだと思ひますが、大体どのくらいの額でどの程度に是正されるかということに對しては、まづ今日目安がないように思ひますのであります。やはりこれに對しましては、平衡交付金をわけます場合に、どういふ現象に對して補填をするという一つの基準を持つことの方がいいのではないかと。そうでないと、地方財政需要の特殊なもの、みな特別平衡交付金の中に織り込まれてしまつ

て、實は一定額の特別平衡交付金の需要がまづ／＼起きて、配分がまづ／＼複雑だということになつて来ると思ひるので、一つの基礎を持つことが關係町村にも公平なる配分であるという考え方を與え得ると思ひますのであります。その点いかような手続において従来やつておられたか。また地方によりましては、駐屯によつて他の形によりまして、相當の増減等も得ておるものももちろんある。従つてその關係の増減等の調節についても、従来いかうに考へて実施しておられたか。これは特別平衡交付金の關係になります。

○鈴木(後)政府委員 ただいまお尋ねの点につきましても、詳しくは地方財政委員會の財務部長からお聞き取り願ひたいと思ひます。この法案がもし通過いたしましたならば、これによりまして課税あるいは非課税の対象が明確になりましますので、そういう新たな規定に基きまして、各地方公共団体の基準財政収入額というものの算定をいたし、一般平衡交付金において処理できますところでは、できるだけそれによつて処理いたしまして、なおかつ一般の交付金の基準財政収入において、特に見ることが困難であるようなものにつきましても、これを特別平衡交付金によつて調整する。かような一般の建前に相なるであらうと思ひます。この点は地財委財政部長から御説明願つたらどうかと思ひます。

○武岡政府委員 ただいま次長から御答弁がございましたことと大体かわりはないと思ひます。要するに交付金の算定におきまして、法律の改正等によりまして基準が変更になりました場合に

には、その新規の基準によつて財政収入額の増減の算定をいたすのは當然であります。なおそのほか、それに十分織り込まれないような特殊な問題がございましたならば、特別平衡交付金の算定の際、その調整をはかるという方式で参りたいと思ひます。

○立花委員 行政協定の十二條で規定されておりますものが、今度の法案で全部規定されてないやうに思ひますが、その關係は一体どうなんですか。

○鈴木(後)政府委員 行政協定の第十二條には第三項のところに「合衆國軍隊又は合衆國軍隊の公認調達機關が適當な証明書によつて日本國で公用のため調達する資材、備品、備品及び役務は、日本國の次の租税を免除される」ということで、地方税としては電気ガス税がここに書いてあるわけでありまして、それから「本條に特に掲げない日本國の現行の又は將來の租税で、合衆國軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆國軍隊が使用するため調達される資材、備品、備品及び役務の購入価格の相當な且つ容易に判別することのできる部分をなす」と認められるものに關しては、阿政府は、本條の目的に合致する免除又は救済を與えるための手続について合意するものとする。かようになつてゐるわけでございます。予備作業等におきまして、司令部の關係の当局と折衝いたしました末、今回提案いたしましたやうな地方税に關しましての各種の非課税、免除等の措置を政府といたしましては講じたい、かように考へてゐる次第であります。

○立花委員 三項で特に何なのは役務の問題ですが、役務に關する地方税、これはどういふやうに規定されておりますか。

○鈴木(後)政府委員 役務に相當いたしますものは、地方税の中には特にないやうに思ひますが、たとえば医者の診療行為でございますが、そういうたやうなものがございまして、それに該当すると思ひますけれども、そういうやうな種類のものはないわけでございます。特に役務といたしましての免税の方式は考へてないわけでありまして、

○立花委員 進駐軍關係の労働者、今度は直接雇用になるわけですが、こういうものについての免税の規定は別にならぬわけですか。

○鈴木(後)政府委員 そういうものは特にございせん。

○立花委員 この十二條の趣旨では、そういうことは規定されなければならぬやうに私に思ひます。思ひます。が、そういうものは免税しないというふうな十二條を理解されてゐるのかどうか。特に免除になつたのか。それをちよつと……

○鈴木(後)政府委員 ここに掲げてございまして、間接税に關することをご説明いたして後段に書いてあるわけでございます。今のお話のやうなそういう労働者につきましては、ここに入らないという解釈であります。

○立花委員 ここに「役務の購入価格」と書いてありますので、役務の購入価格と書いてあることは、ちよつと言葉の上でおかしいのですが、労働者の賃金の問題じゃないかと思ひますが、何ぞ人間を物件扱いしてゐるので「役務

の購入価格」というふうになつて非常にはつきりしないのですが、そういう役務による所得、こういうものの税金の問題にはこれは觸れていないで、労働者の間接税の問題だけをここに觸れてゐるというふうな理解していいわけですか。

○鈴木(後)政府委員 原則といたしまして、このやうな特例の措置がとられますことは、政府といたしましては極力これを避けたい、かような考へ方を持つてゐるわけでございます。行政協定の十二條の表現の上におきましては、お話のやうなこともあるいは入るかも知れませんが、關係の阿當局の間で話し合ひがまとまりました点におきましては、今のやうな点は免税の規定の中に入れない、かように相なつてゐるわけでありまして、

○立花委員 現在免税の中に入つてないが、將來は免税の対象に入ることもあり得る、特に今回はこういう微細な点までは規定しなかつたというふうな理解してもよろしいやうに思ひますが、

○鈴木(後)政府委員 將來ともそのやうなことはしないようにいたしたい、かように考へております。

○立花委員 それからやつぱり三項ですが、最終的には合衆國軍隊が使用するため調達される資材、備品、これらありますが、最終的とは一体どういふやうなことを意味してゐるのか。

○柴田説明員 「最終的には」ここに書いてあります意味は、たとえば請負業者がある物品を買ひまして、それを合衆國軍隊の宿舎の建設等に使う場合、ところが請負業者が買つて、それを合衆國軍隊のために使わずに、ほかへ使つてしまふということがあり得る

○立花委員 最終的には「ここに書いてあります意味は、たとえば請負業者がある物品を買ひまして、それを合衆國軍隊の宿舎の建設等に使う場合、ところが請負業者が買つて、それを合衆國軍隊のために使わずに、ほかへ使つてしまふということがあり得る

○立花委員 最終的には「ここに書いてあります意味は、たとえば請負業者がある物品を買ひまして、それを合衆國軍隊の宿舎の建設等に使う場合、ところが請負業者が買つて、それを合衆國軍隊のために使わずに、ほかへ使つてしまふということがあり得る

あるいは物品取扱業者が対抗できないものではないかということであり、その中でその保証がその法文で明白にならないかと思ふところですが、今の御説明ではちつともその点が明白になっていない。向うの証明があるから間違いないであらうとおつしやるのですが、向うの証明書だけを信用するところに、日本の業者が非常に不安を感じておりますので、それがはたして確實なものであるかどうか、請負業者の言うところが真実であるかどうか、それに対する日本の税務吏員の調査の権限、質問の権限あるいは立入りの権限というものを一体お認めになるのかどうか、この問題は非常に重要だと思ふのですが、駐留軍に対しては、どう処理されるのであるか、承りたいと思ふ。

○鈴木(後)政府委員 今回もしこの行政協定に基づく地方税の非課税、免税等の措置に関する法律案が成立いたしますならば、現在よりもむしろ非課税なり、免税の範囲なり方式というものが明確になるわけでありまして、今御指摘のような実際上の関係から、事実上課税せらるべきものであるにかかわらず、課税せられずに免れておるといふようなことが、この法律の成立によつて、かえつて排除されることになるのではないかと思ふのであります。また立入り検査等につきましても、これは地方税法の一般の原則が当然に適用されるわけでありまして、ただ犯則取締りでありまして、滞納処分というようないふことになりまして、これはその地域の司令官の承認を得て入つて行くということが、国税の一般の法案

の方に提案されておるわけでございますが、そういう点の制限だけでございまして、一般の立入り検査権は当然にあるわけでありまして、それらの点はむしろ法律上明確に相なつたわけでありまして、現在より少くとも脱税等は防止することができようであらうと考えておる次第であります。

〔金光委員長退席、野村委員長代理着席〕
○立花委員 立入り権、質問権、調査権はあるが、向うの施設の司令官の承認がなければ執行できないということですか。

○鈴木(後)政府委員 この点につきましては、府県税課長からはつきり申し上げます。

○柴田説明員 現行法の徴税吏員の質問検査権は、向うの区域内におきましても、当然働くわけでありまして、従いまして、向うの施設内に脱税の対象物件があつたとかなくとも、場合におきましては、入つて行くわけでありまして、ただお互いに言語の不通とか、あるいはそういうことに基きます混乱を避けるために、事前に連絡するといふことだけになつております。これは単なる打合せ事項でありまして、法文には現われておりません。ただお互いに事務をうまく運ぶという意味で、事前に連絡するといふだけあります。

それから国税犯則取締法の関係につきましても、それは刑事処分のいわば一種の前提手続という関係から、別途犯則取締法の適用に関する特例法を提案いたしてあります。これは国税等につきましても同様でありますので、それにつきましても、国税につきましてもの特例を設けまして、その特例を地方

税に準用するという形にいたしてあります。目下国会において審議されておると思ひますが、その面につきましてはその特例法が働くわけでありまして、その他の部分につきましては、一般の地方税法の規定がそのまま働くわけでありまして。

○立花委員 それではさきの次長の言葉は間違ひで、承認がなくてもやはり入る権限はある、ただ混乱を避けるために、事前の連絡をとるだけだ——それではあやしいと思つたものは、どんな向うに立ち入つて質問なり調査なりができるということには間違ひないわけですか。

○鈴木(後)政府委員 私の申し上げましたのは、間接国税犯則の処分です。それから公売の滞納処分、こういうものを今の施設の区域内において行ひます場合には、その地域内の司令官の承認がある、こういうことを申し上げたのであります。單に立ち入りまして課税物件の検査をする、質問をする、こういうようなことにつきましては、今府県税課長が申しました通り、その軍隊の関係の者に、事前に便宜連絡をするといふことに入つて行くつてやつてよろしい。法律上はこの点については何ら制限はない、こういうことになると思ひます。

○立花委員 それから同じ第十二條の五項ですが、ここに非常に大きな穴があるのではないかと思ふのです。源泉徴収のことを書いてあるのですが、所得税の源泉徴収だけでなくして、住民税の源泉徴収も入ると思ふのですが、そうですか。

○柴田説明員 市町村民税並びに一般の特別徴収にかかります地方税につき

ましても、全部含むということに解釈いたしてあります。

○立花委員 そういたしますと、市町村民税の源泉徴収は、場合によつては源泉徴収をやらなくてもいいというふうな、この條文上はなると思ふのです。が、そういう場合があるわけですか。

○柴田説明員 この行政協定の十二條の五項には「日本国の法令で定めるところによらなければならぬ」とあるものであります。その部分につきましては、つまり市町村民税の特別徴収といつたようなものにつきましては、当然に現行法の規定が働くことになるわけでありまして。ただこの点につきましても、所得税につきましても同様でございますが、この規定の解釈によりまして、日本側の解釈とアメリカ側の解釈と、まだ若干疑義が残つておりますので、アメリカ側を仰いでおるような状態でありまして。われわれといたしましては、当然に地方税の特別徴収に関するものについても、日本国の法令がそのまま働くのだというように解釈いたしております。疑義になつておりますところは、そういうことを米国の軍隊がすることができるといふことか、アメリカの国内法の問題として向うが疑義を提出し、本国政府に訓令を仰いでおりますので、この五項の所得税といふ言葉の中に、地方税の関係も含むのだといふことにつきましては、解釈は一致しております。

○立花委員 その五項の最初のところなのですが、別に相互に合意される場合は源泉徴収しなくてもいい——この五項は「日本国の法令で定めるところによらなければならぬ」とあるもので

すが、逆にとりますと、日本の法令で定めるところによらなくてもいいといふふうな理解できるわけなのです。だから一体どういう意味でこの五項をおつくりになつたのか、大體の見通しとしてはどうなのかといふことをちよつと承つておきたいのです。

○柴田説明員 「別に相互に合意される場合を除く外、……日本国の法令で定めるところによらなければならぬ」と書いてあります。この「別に相互に合意される場合を除く外」というのは下にかかりまして「所得税及び社会保険のための納付金の源泉徴収及び納付の義務にはからぬのであります。従ひまして所得税の源泉徴収に関する義務は、そのまゝ一番最後の「日本国の法令で定めるところによらなければならぬ」ということにかかるとでありまして、御質問のようなことはないのであります。

○立花委員 それから個人じやなしに、請負人あるいは下請工場の問題をお聞きしておきたいのですが、契約者としておりますのはこれは大體日本人に該当しないので、合衆国人のことを主としてさしておると思ふのですが、その理解していいですか。

○柴田説明員 その通りであります。

○立花委員 しかしその場合、日本人として公認調達機関の下請があるわけですが、こういうものは全然免税の規定の適用を受けないのかどうか、この点ひとつ……

○柴田説明員 下請業者がいることも考えられるのでありますが、この特例法の趣旨は、行政協定もそうでございますが、大體地方税のみならず国税もそうでありまして、全般的に租税法規

は適用する。ただ駐留軍は駐留の目的のためにする行為とか、あるいは所有する物件といったようなものにつきましては、その駐留目的にかんがみて免税するというものになつておりまして、非常に範囲を狭めております。従いまして、御質問のような場合におきましては、下請業者は免税の特典を受けないということになるわけであり

ます。
○立花委員 今後直接調達で、どんな向うが日本の業者に発注いたします場合、これはやはりいせん申しました下請と区別して、そういうものはやはり免税される。下請の場合は免税されないが、直接発注を受けたものは、免税されるというふうになるように思うのですが、その点は一体どうなのですか。

○柴田説明員 いろいろな場合が考えられるわけですが、ここに契約者と言つておりますのは、アメリカの軍隊のために仕事をするという場合でありまして、しかもその契約がアメリカ国内において結ばれた契約、その契約を日本において履行するという場合だけに限るのでありまして、直接調達の

場合のすべてが免税になるということにはなつておりません。

○立花委員 それから下請工場の場合、その免税規定は一体どうなるのですか。

○柴田説明員 一般の地方税法の例に従うことになります。

○立花委員 下請工場などで、最近機械類を軍から貸與いたしまして、それで発注されました備品あるいは完成品の製造もやつているのですが、他のものも製造しているというような場合

の、そういう機械類あるいは固定資産に対する税金の關係は、一体今後どうなるのか。

○柴田説明員 一般の地方税法の規定に従うのでありまして、特段の規定をいたさないつもりであります。

○野村委員長代理 本案につきましては補足的のものを残しまして、一応質疑を終了したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野村委員長代理 さように決定いたします。

本日の委員会はこれをもつて散会いたします。あとは公報をもつてお知らせいたします。

午後零時十一分散会

昭和二十七年四月二十四日印刷

昭和二十七年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所